

平成22年第1回砂川市議会定例会

平成22年3月16日（火曜日）第6号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第15号 砂川市奨学金条例を廃止する条例の制定について
議案第16号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
議案第21号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
議案第 8号 平成22年度砂川市一般会計予算
議案第 9号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第10号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計予算
議案第11号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計予算
議案第12号 平成22年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第13号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第14号 平成22年度砂川市病院事業会計予算
[第2予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第15号 砂川市奨学金条例を廃止する条例の制定について
議案第16号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 議案第20号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
議案第21号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
議案第 8号 平成22年度砂川市一般会計予算
議案第 9号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第10号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計予算
議案第11号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計予算
議案第12号 平成22年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第13号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第14号 平成22年度砂川市病院事業会計予算
[第2予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議長	北谷文夫君	副議長	東英男君
議員	矢野裕司君	議員	武田圭介君
	飯澤明彦君		中江清美君
	吉浦やす子君		一ノ瀬弘昭君
	尾崎静夫君		土田政己君
	辻勲君		小黒弘君
	沢田広志君		

○欠席議員（1名）

増田吉章君

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	菊谷勝利
砂川市教育委員会委員長	柴田良一
砂川市監査委員	奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾我治彦
砂川市農業委員会会長	奥山俊二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	小原幸二
市立病院長	小熊豊

総務部長	善岡雅文
兼会計管理	
市民部長	井上克也
経済部長	栗井久司
建設部長	西野孝行
建設部技監	金田芳一
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局技監	中村俊夫
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	湯浅克己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	四反田孝治
教育次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	善岡雅文
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	栗井久司
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長	角丸誠一
事務局次長	加茂谷和夫
庶務係長	佐々木純人
議事係長	石川早苗

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長 角丸誠一君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増田吉章議員であります。

○議長 北谷文夫君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1
- 議案第15号 砂川市奨学金条例を廃止する条例の制定について
 - 議案第16号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第18号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第20号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
 - 議案第21号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
 - 議案第8号 平成22年度砂川市一般会計予算
 - 議案第9号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第10号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計予算
 - 議案第11号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計予算
 - 議案第12号 平成22年度砂川市介護保険特別会計予算
 - 議案第13号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第14号 平成22年度砂川市病院事業会計予算

○議長 北谷文夫君 日程第1、議案第8号の総括質疑を前日に引き続き行います。

尾崎静夫議員。

○尾崎静夫議員 (登壇) 議案第8号に対する総括質疑をさせていただきます。

砂川市第5期総合計画の行政事業評価についてを伺いたと思います。第5期計画は、市長みずからが策定をし、執行してきている砂川市まちづくりの重要な指針であります。

私もこの計画の策定の折、審議には大きな期待を含めながら、慎重に進めた思いがあります。その後策定時には想定し得なかった大きな社会情勢の変化が多数ありました。一例を挙げてみますと、中空知4市2町によります合併の議論、政府の三位一体の改革と地方分権の動き、世界規模の経済不況、そして政権の交代などであります。市長はその都度情勢を見きわめながら、まちづくりを進めてきております。その一つとして、市独自の大規模な行財政改革に踏み切り、市民、各団体、市内企業、議会等の特段の理解と協力のもと現在があるものと思います。今まで取り進めてきたまちづくりが後の世代の市民から負の遺産と評価されないよう、しっかりとした検証をしていかなければなりません。ここで市長としての第5期総合計画の執行での思い、評価を伺いたいと思います。あわせて、今まで砂川市の財政の歳入の激変に際し、その都度財政調整基金の運用で対応してきていますが、砂川市としてあるべき財調の規模、あり方についてを伺って質問といたします。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) おはようございます。ただいま尾崎議員さんのほうから、第5期総合計画の重点課題に対する評価と、同時にまた基金はどの程度が必要なのかという、大きく分けると2点ほどだと思っておりますが、答弁をさせていただきたいと思いますが、ご存じのように第5期総合計画の重点課題は5点ほどございますので、この5点についての詳細は後ほど答弁をさせていただきますので、前段総合的な立場に立って答弁をさせていただきたいと。同時に、もう一点ご理解いただきたいのは、第5期総合計画と私のある意味では選挙公約とはダブる点が多々あるわけでありまして、答弁に対しましては一般質問的な答弁に入り込む要素も多々あると思うのでありますが、お許しをいただいて、少し時間をいただいて、答弁をさせていただきたいというふうに思うのであります。

平成12年の12月の18日に、第4定であります12月定例議会において、第5期総合計画が議員の満場一致によって可決をされまして、以来今日までそれを一つの柱として、背骨として、あるいはまた羅針盤として、今日までまちづくりしてまいりました。これと相まって、私の公約はダブる形でしてきたのであります。私は、平成11年の4月の統一地方選挙において市長に就任をさせていただきまして、ことしで12年目を迎えるようなわけであります。この第5期総合計画におきましても私の手でしたわけでありましてけれども、当然21名の審議委員の方々が答申をされまして、これをもって第5期総合計画策定されたわけでありまして、この中に私は事前にこういうことしてほしいということは申し上げたわけでありませんが、先ほど申し上げました私の公約と相まって、できてはあります。

一番問題なのは、この第5期総合計画であれ、まちづくりの基本はやっぱりそれぞれのまちの財政が将来的にどうなるのだろう、あるいはまた現在どういう状況にあって、先ほど尾崎議員さんおっしゃったように負の財産を後世につくるべきでない、やはりみずからの手でやっている間は次代の、次の方に送るにしても、やはり財政の健全化をしながら

まちづくりとすべきものではないかなと。特に私本会議場で申し上げた点が多々あるのですが、その中で言われたのは、市長はこういう事業をしたいと、こう言いながら健全財政の行政改革に取り組むと言っているのではないかと、相反する問題を抱えながら本当にそれができるのだろうかというのが議員の皆さんの素朴なご意見であったと思いますし、市民の皆さんもそういうことでありましたけれども、まず私は行政改革にいわば努めなければならない大きな問題は、これまた本会議でもたびたび申し上げるのでありますけれども、今人口が1万9,216人だと思っておりますが、この方々が最低生活といましようか、生活するために幾ら必要のお金だというのが、これ俗に言う経常費でありますけれども、当時、ことしは108億1,800万でありますけれども、大体100億を一つの目安としたときに、経常費がどうだったかという、97億ほどかかっておりました。そして、あとの3億は何とか地域の住民の要望にこたえる投資的経費になったわけでありまして、しかしその97億の経常費に対して歳入はどうかというと、93億から4億と、いわば経常費が毎年言ってみれば赤字財政の状況下にあつて、何としても経常費の歳入歳出は一致をしなければ健全財政とは言えないのではないだろうか、そのためにどう行政改革をして経常費の歳出を抑えるかにあると思つて、実はやっておりました。きのうも土田議員さんも小黒議員さんもみんなこれも市民のいわば努力によって行革したのではないかと、こう言われると、そのとおりであります。特に議員の皆さん方にも、今日までの間に議員定数も4名も削減いたしました。行革のかがみであります。さらにまた、報償費もそうだし、費用弁償もそうであります。こういうことで議会を挙げて行政改革に取り組んでいただきましたし、私も市職員にあつても当然給与の削減をいたしました。あるいは、市民も街路灯の関係を含めながらやりまして、実はこの行政改革は3回にわたつてありましたけれども、功を奏しまして、ことしの90、ことしの平成22年度の当初予算では、経常費は約90、歳出で95億ほどになりましたけれども、一方これに対する歳入は99億ほどあります。昨年よりこの経常費が伸びましたのは、国の児童手当、子ども手当が新たに加わつたというもので、これ私は投資的経費ではなくて、経常費も含めていふということで伸びているわけでありまして、実質経常費では4億8,000万ほどのいわば黒字というような形になりまして、ある意味では財政健全化の道をたどつてきたのではないだろうか、一つは思いますし、もう一つ大きなことは当時の砂川市の状況のいわば借入金でありますけれども、これは総体的に見ますと、214億ほどのいわば起債の残額が10年の末であつたわけでありまして、現在はこれが約どうということになっているかという、152億2,900万。ただ、62億ほど減債をしてきたというようなことで、ある意味では財政の基盤が皆さんの協力によりまして、なつてきたのかなと。

したがつて、これに基づいて、さあ、改めて新しい事業に転換していこうと、こういうことをしながら今やりまして、これもきのう小黒議員さんからご質問ありました、質疑あ

りましたように現在の基金は約11億3,000万でありますけれども、私はあればあるほどいいのでありますけれども、第1点目の後段になりますけれども、基金は当時私が引き継いだのが12億でございました。したがって、私は私自身の任期中には何とかこの12億を基金積み立てをしておきたいという願いでやってまいりましたけれども、現実的にはことしの当初で2億ほどの公社貸付金もあるわけでありまして、しかし今特別交付税も大体5億5,000万ほど特交で来る予定今大体情報を得たわけでありまして、こういうものを聞きますと、恐らく平成22年度末では私の想像している12億の基金は積み立てできるのではないだろうか、ということになりまして、財政にも何とか落ちつきを取り戻しながら、いわばいろんな事業展開していきたいと、こういうふうには感じているわけでありまして、以上、総論的な関係でございまして、私の大きな公約の行政改革、これらが進んでいったものだというふうに思います。

それでは、詳細の第5期総合計画の重点課題についての評価について申し上げたいと思いますけれども、これも今申し上げた面で、ただダブる点多々ありますけれども、お許しをいただきたいと思っております。1つはまちなか活性化の推進、2つ目は活力のある産業の推進、心の触れ合う福祉社会づくりの推進、環境重視型社会の推進、あるいは市立病院の改築の増進の5つでありますけれども、これを順次1つずつ申し上げたいと思っております。

まず、まちなか活性化の推進でありますけれども、これはご存じのように農協が平成11年にストアの改築と事務所の改築いたしました。当時市のほうに要請されたのは、市民駐車場で何とか購入してほしい。これ約2億ほどありました。さらに、建設費に対する1億4,000万ほどの補助金をお願いするということで、市として3億4,000万ほど実は出して、まちの中の活性化にまず取りかかったということでありまして、このまちなか活性化については、これは私の選挙公約にあったわけでありまして、考えてみますと昭和33年のいわば市制施行のときには3万920人ほどおったのでありますけれども、実際はその当時のまちの人口というのは1万3,000人から実はおったのでありますけれども、現在5,500人前後でありまして、いわば8,000人近い方が中心街からいなくなったというわけでありまして、何としても消費、購買を含めて元気を出そうではないかというのがまちなかに人が集まってもらいたい、まちに住んでもらいたいということから、1つはこのまちなか活性化の推進と私の公約がダブるわけでありまして、そういうことから農協のまずこれに全面的に協力して、中心市街の核となる店舗の改築に実は取り組んだという経過があるわけであり、同時にまた北海道35市のうちで下から2番目に小さい面積を有する砂川でありまして、何としても東部開発をしながら中心街に人をということで、いわば東部開発をいたしました。おかげさんで交流センターのゆうのご利用もいただきました。こういうことでまちなかの活性化には私自身の積極的な取り組みがある意味では、手前みそかもしれないけれども、功を奏しているのではないだろうか。さらに、市営住宅あるいは道営住宅の建設いたしました。加えて、市内中心街の住宅の改築、

新築に当たり、当たりましてはハートフル住まいという事業の助成をいたしました。これらのことが要は国に認められまして、いわば中心市街地活性化の認定を受けまして、市立病院のいわば補助は一銭もない中で15億ほどの助成、補助をいただきまして、病院の改築の財源として大変貴重な財源があった。これは、やはり中心市街地の活性化というよりも、中心、第1点目のまちなか活性化の推進のたまものではないのかなというふうには一つ思っております。

長くなりますので、お許しいただきたいのですが、次に2番目として活力ある産業の推進、これはなかなか現在の状況の中で難しかったのでありますけれども、ただ1つは何とんでもこのスイートロードが市民の手によってお菓子のまちづくりをいたしました。このことによって、今観光でありませぬけれども、バスツアーが砂川にやってくるというようなことで一つの活力を生み出していった要因にもなったと思えますし、さらに北海道スイコーさんが砂川にそのまま定住するというようなことで、なかなか難しい問題でありますけれども、何とか手をつけられたのではないのかなというふうには思っているわけでありませぬ。

先ほど1点忘れましてはありますが、中心市街地の活性化で私目玉にしておいたのは、第5期総合計画にありますように1丁目のガードの問題がありました。特に1丁目のガードは、東部開発をしているだけに、なお重要な私は交通アクセスだというふうには考えまして、実は議会のご理解いただいて、概要の調査に2,000万ほどかけましてやったわけでありませぬけれども、しかし国が、道路の特定財源の問題がございまして、道自身から当時は許可いただいたのでありますけれども、今後の国の施策がどういうふうになっていくのだろう、一般財源化されているけれども、この使い道が必ずしも一般財源化そのものではないような状況にあるわけでありまして、年数かかる、そういう政策については、道としては許可与えられない。大体1丁目ガードは10年ほど事業展開になりますから、一、二年先のものであればいいのでありますけれども、今の状況ではなかなか難しいというふうな重点で、一つの一番問題になった1丁目ガード、これは重点項目というよりも、このときの当時の状況は道に、1丁目を道道に昇格をして、道の手で拡幅をとというのが当時のお話だったのでありますけれども、現状はなかなか道は財政的にいってもそういう理由と根拠はないというようなことで、砂川市単独でやるようになったわけでありませぬけれども、残念ながらこれは第6期総合計画以降に、これらにお願いをするようになるのではないだろうかというふうには思います。

次に、心の触れ合う福祉社会づくりの推進でございます。これにつきましては、もちろんご存じのように病院の改築もありましたけれども、1つは福寿園が、民間の手でありますけれども、介護の環境のよい福寿園の施設をつくりました。さらに、子供さんの減るという中から、よりよい保育の現場の改築を5つから3つにしながら実はやってまいりました。さらには、子供さん方の子育て支援センターの設置もいたしました。こういうことで、

これらもやや満足する環境になったのではないのか。

それから、循環型重視の社会の推進、これは広域的にクリーンプラザくるくるを建設をして、ごみの減量化に努めながら、これらもやってまいりました。

それから、はしょりますけれども、市立病院の改築が第5期総合計画の最大の目玉だというふうに思います。これも当時は必ずしも建設というたい方ではなくて、私自身はいろいろ議会から論議されたけれども、財政的にはいろいろ難しいぞというお話を実はしてまいったわけでありましてけれども、当時の私の考えはせいぜい基本計画をつくれるかな、あるいはもっと進んで実施計画をつくれるかなというような実は考え方で当時おったのでありますけれども、今既に前倒しをしまして、ことしの8月に完成して、10月から開院と、こういうようなことに実はなっておるのではないだろうか。

少し長くなっておりますけれども、こういうことで手前みそかもしれないけれども、総じてこの第5期総合計画の重点課題は了というふうに、すべてやったと申しませんけれども、市民の皆さん、議員の皆さんにもご理解いただけるような、そういうような運びになっているのではないだろうかと思っているわけでありまして。私に残されました任期はあと1年でありますから、総仕上げを含めて、ことし約16億ほどの事業投資の予算も組みました。これらを使いながら、市民の皆さんのことし1年生活が豊かであるように願いながら、精いっぱい頑張りますので、議員皆さんの一層のご支援をお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長 北谷文夫君 尾崎静夫議員。

○尾崎静夫議員 私の短い中身の質問ですが、そのことを十分中身を理解をしていただいて、部分によっては市政執行方針演説よりももっと詳しく中身の、思いのこもった答弁いただいたと、そんなふうに思っております。執行した側、それを受ける市民側、評価それぞれだと思いますが、計画の中としては十分進捗状況含め成果の上がる5計の動きだったと、そんなふうに私も理解しております。ことしは第6期総合計画策定の年でもありますので、今ほど市長述べられた5計の評価を生かした新計画となるようしっかり審議をしていきたいと、そんなふうにも思っておりますので、議会、理事者の両輪ということできっちりあの計画、6計ができることを期待しております。

以下、予算については委員会で聞かせていただきたいと思いますので、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長 北谷文夫君 続いて、議案第……

〔「他にご発言」と呼ぶ者あり〕

もとい、他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第9号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 議案第9号、国民健康保険会計について、特別会計について総括質疑をさせていただきます。

今高過ぎる保険料、あるいはこの国保税の滞納問題やら無保険者の増大などについて、非常に全国的にも大きな問題になっております。保険料が高過ぎて払えず、無理やり保険証を取り上げられ、病院にかかれなくて命を落とすというふうな深刻な事態も進行しております。そこで、お伺いいたしたいのは、この高過ぎる保険、国民健康保険税の要因と、滞納問題はどのようになっているのかお伺いします。

あわせて、この滞納された方への資格証明書の発行というのが行われておりますけれども、この資格証明書を発行しても滞納問題は解決しないということが明らかになりまして、それよりも非常に医療費が多くかかり、医療問題が深刻化されているという状況もあります。そこで、資格証明書については基本的には発行しないという点で最近厚生労働省の厚生大臣からの通知もあると思いますが、砂川市の場合の資格証明書の発行状況と最近の厚生労働省の通知についてお伺いいたしたいと思えます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 私のほうから高過ぎる国保税の要因と滞納問題についてご答弁を申し上げます。

現在の砂川市の税率は全道の都市の中でどのような位置かと申し上げますと、医療分と後期支援分を合わせた税率が11.5%ですが、資産割を導入していない都市24市中10番目となります。また、均等割は35市中25番目、平等割は35市中31番目となっております。また、1人当たり調定額は、平成20年度決算では、全道平均8万9,074円のところ、砂川市は7万4,940円で、全道35市中32番目となっております。以上のことから、全道の都市の中では決して高いほうではないということをご理解願いたいというふうに思います。

滞納問題につきましては、最近3カ年の収納率は18年度94.89%、19年度95.05%と横ばいでしたが、20年度では92.33%と、前年度比2.72%下落いたしました。これは、収納率の高い後期高齢者が抜けた影響であります。固定資産税が97.5%、市民税で97.56%と比べますと、国保税の収納率が低くなっておりますが、国保税額の算出が税を負担する年の所得ではなく、前年の所得に応じて賦課されること、同じ所得でも家族が多いほうが負担が高いことなどから、市民税と比べ税負担が重いことが要因であると考えているところであります。滞納の理由につきましては、高額な医療費がかかっている、教育費に負担が多いなど、それぞれであります。滞納している方それぞれに応じた納付の方法として分割や延納など対応しながら、収納率向上につなげているところであります。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から国保税滞納に伴う資格証明書の交付の考え方についてご答弁を申し上げます。

本市におきましては、国民健康保険法の規定に基づき、砂川市国民健康保険税の長期滞納者に関する措置要綱を策定し、特別の事情がある方を除き、国保税を納期限から1年以上納付していない方で次の1から5に該当する滞納世帯には、通常の保険証ではなく、資格証明書を発行することとしております。1として故意に保険税を滞納している方、2として納付相談または納付指導に応じない方、3として納付相談または納付指導において取り決めた保険税の納付を履行しない方、4として滞納処分を意図的に免れ、または免れようとする方、5として所得、資産状況等を勘案すると十分な納付能力があると認められる方であり、大多数の納税世帯と著しく対応が異なることは保険税の公平な負担の考え方から好ましくないものと考えております。本市の国保財政の運営状況は、高齢化の進展による医療費の増大、国保加入世帯の総所得の減少及び後期高齢者医療制度創設による高い収納率世帯の減少などによる国保税の減少、さらにはたび重なる医療制度改革による市町村国保の負担増が重なり、非常に厳しい国保財政の運営が続いております。国保財政の健全運営は、資格証明書の交付による国保税収納率の向上のほか、多くの要素を総合的に考慮して取り組まなければなりません。国保財政の悪化は被保険者の国保税の引き上げに直結する状況となっていることから、国民健康保険法及び国や北海道の指導のもと適切に対応しているところであり、納税相談の機会の拡充を図るとともに、国民健康保険の相互扶助の考え方をご理解いただき、納税意欲のある世帯につきましては短期被保険者証を交付するなど、その世帯の実態を十分に把握するように努めているところであります。今後におきましても、被保険者間の負担の公平化と国民健康保険事業の健全な運営のため、世帯状況を十分に把握するとともに、相談があった場合には短期被保険者証の交付も含めて、適切に対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 国民健康保険税の高いというのは、全道の平均と比べて今ご答弁いただきましたけれども、これは市民1人の所得がどうなっているかといったことから考えれば、そうではないのです。全道平均で砂川市民の所得、所得は非常に少ない、低いのです、全道の35市の中でも。ですから、その辺とのかかわりでのことであって、砂川市が全道の35市からいけば低いほうであるからいいのだというふうにはならぬで、総体的には国保、国民健康保険が非常に高いというのは今度の国会論戦の中でも鳩山首相も認めて、大変な事態だと。それで、最近ご承知のとおり不況の中で解雇されて国民健康保険に移る方もいらっしゃるのですけれども、結局は前年度の収入で課税をされて、仕事がなくなっても前年のほうのという状況は全国的にも砂川でも起きていて、それで払いたくても払えないという実態が実際にあるのです。したがって、国でもそういう人たちについて、それでは資

格証明書を発行して全額10割医療費をとということになると、病院にもかかれぬという、そういう実態が起きているので、やはり高い国民健康保険税の要因は、今部長も、市民部長の答弁ありましたように、国の医療、国民健康保険制度の改悪によって起きたと。私も以前議論したときは、国の国庫負担というのは50%あったのです。それが45%になって、34%になって、今25%しか国の負担がないことになったと。それに比例して国民健康保険税というのは同じく今度倍に、ちょうど2倍にはね上がっているというのがこれ全国の平均の状況です。ですから、最大の問題は国政にあるわけでありませぬけれども、しかし、国がそういう状況にあるときに、国がまだ改正させていくという要請は当然市長もされていると思うし、していくのは当然のことだと思いますけれども、その間の救済策として市町村としてどうするのかということをお問われていて、各市町村では国民健康保険税をそこそこの財政事情によっては1世帯当たり1万円にされるとか、2万円引き下げるとか、いろんな施策を講じて軽減負担をしているのです。先ほど議論を聞きますと、砂川市では以前は財政では大変だと言われましたけれども、かなり基金的な財政、一定の余裕も出たというときに、この市民の半数ぐらいは加入している国民健康保険、大変負担が重い、この不況で大変なときにどうするかということは、僕は市長の施策に問われていて、現時点で砂川として国民健康保険税を引き下げる、政策として。前市長のときは引き下げたことがあるのです。1万円の引き下げを行ったことあるのですけれども、今の状況では大変な事態になっているのに、引き下げるといふ考えはないのかどうかお伺いしたいというのが第1点目です。

それから、資格証明書については、今国会での議論も踏まえて、先ほどご答弁なかったのですけれども、基本的には資格証明書を発行しないと、結局悪質で払えるのに払えないという人を市町村が証明できたことのみという答弁をして、その通知が出されていると思うのです。そして、緊急的な対応として資格証明書を発行された世帯主が市の窓口に出がった場合には、直ちに市町村の判断で短期証を交付することができるというふうに変ったのです。当然皆さんご承知のとおり18歳未満の子供がいる場合は必ず短期証を発行しなければならないということにもなっておりますけれども、そうしないと本当に保険証がなくて10割負担になるということで、病院にかかれぬ、あるいははいよいよ悪くなってから病院に行って、医療費が増大すると。それで、滞納にも、滞納の解決にも全く役立っていないということが全国的な調査などでも明らかになって、資格証明書は廃止にはなっておりませぬ。廃止にはなっておりませぬが、基本的には発行しないで、市町村が悪質だということが証明できた人のみに発行すると。しかし、この悪質だということ証明することはなかなか難しいから、現段階ではなかなか証明は難しいというのが言われているので、ですから基本的には発行しないということになると思うのですけれども、そのあたりはもう通知は来ているとも思いますけれども、どうお考えか、どのように思っているのかお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 国保税の引き下げをする考えはないのかということでございます。国保税の制度自体は昭和36年に法制化されまして、その当時の背景といたしますと、自営業者なり農業者なりが対象とされた税でございます。ただ、今日的状況になると、その当時の法が想定した以外の人たち、例えばサラリーマンの方でも会社のほうで会社負担分が払えないということで国保税に入ってくるケースが出てきておられると。また、それらの方についても社会状況によっては次年度リストラされて、課税は前年度の収入でいきますけれども、今年度は所得がないと。その中で滞納などの問題が起きてきているということで、国保税の制度自体についてはかなり制度疲労といたしますか、破綻に近いようなことになっているのは事実でございます。うちの納税担当もかなり苦労しながら、それぞれ滞納者等を訪問をしながらやっているわけでございますけれども、資格証の一部、税のほうから言わせていただくと、本当に困っている方についてはそういうことはしておりません。本当に収入からいって、担税能力があるのに、払われない方は現実におられます。それが厳しくてもまじめに払っておられる方も、所得が、収入が低くてもたくさんおられます。その税の公平というのは、やっぱり行政としてはきちっと守っていかなければならないというのは1点ご理解を願いたいというふうに思います。それと、もう一つは、いわゆる国保のこの制度自体非常に制度疲労を起こしてございますけれども、今国のほうの論議を見ておりますと、前年度収入があっても今年度いわゆるリストラされた、非自発的失業者という言葉でいうようなのですけれども、この方については、今国の法律の改正状況を見ますと、まだ通っておりませんが、前年の所得の3割分で課税をするというような論議もされている状況にございますので、それは国の制度も見ながらいろいろと検討していきたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 国保の関係での資格証明書の発行の関係ですけれども、まず国民健康保険でありますけれども、従来国の補助はこういう状況だったというお話もありました。ただ、この辺につきましては国のほうもいろいろ国保の運営の中で退職被保険者制度、そういったものを新たに創設するなどして、そういった国の補助率というのを調整してきたということで、決して補助率こそ下がりましたけれども、それで改悪になったのかということにつきましては、そうも、そう言い切れるものではないというふうに考えています。というのは、といいますのは、実は国民健康保険、ご承知のとおり農業、あるいはここにはありませんけれども、水産業、あるいは商業、そしてまた社会保険のつかない方で運営しておりました。ところが、時代とともにこれまでサラリーマンあるいは所得者としてそれぞれ会社に従事されていた方が高齢になって、社会保険から国保に移ってきたと。そういうのがどんどん、どんどん増してきたというような中で、退職制度という中で、その人たちについてはそれぞれ現役時代に事業主として雇用されていた、そういった支払基

金、そういったところから別枠でその人たちは救済をしないと、従前からの農業等の本来的な国保の被保険者の負担がふえるといったようなことから、そういった国のほうでもいろいろ改善に向けて努力をされてきたというふうに考えております。

そこで、資格証明書の関係でございますけれども、厚労省のほうからもそういった通知が来ているぞというお話であります。もちろん来てございます。ただ、その中には、1回目でご答弁申し上げましたけれども、5つの例といたしまして、こういう事例の場合についてはということで、それらについては慎重に取り扱うようにということでありまして、だれにでも資格証明書というのは発行しないで、保険証を発行しなさいというものではなくて、そういった一定の条件の方を除いて、その方については本来的な保険証を発行するというので、国のそういう通知に基づいて、砂川市も実行しているところであります。また、この資格証明書をそういったことで発行しているのか、していないのかということで、国のほうも保険者として適正な経営姿勢を実行しているかというようなことから、よく話題になりますけれども、特別調整交付金、そういった中で国保運営の経営姿勢という判断がございまして、砂川市におきましては適切に被保険者に対しまして、そういった場合によっては資格証明書を発行しているというようなことから経営姿勢が認められて、実質平成21年度でございまして、必ずしも道内すべての市町村に交付になるわけではございませんけれども、特別に経営姿勢が認められて、1,800円といった、そういった調整交付金もいただいているというような状況であります。また、先ほど窓口に来られて、そして保険証をというお話でございますけれども、これにつきましても仮に資格証明書を発行している、そういう世帯でありましても、今病院にかからなければならないという申し出がございましたときには、砂川市におきましても短期の被保険者証を交付いたしまして、そして受診していただく。そんなことから、病院で一時的に必要となる自己負担については原則3割ということになりますけれども、そういったことで資格証明書を交付されている方であっても、今病院にかからなければならないということで申し出があった場合には、このように適切に短期保険証を交付いたしまして、受診をしていただいているという状況でございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 私も先ほど申し上げましたようにこれは国の制度では、僕は大きな問題があるわけで、答弁ありましたように今国は医療、保険、医療保険制度どうするかということは論議もされているところでありますけれども、現状見ると、やっぱり緊急な状況。国が変える、制度を変えるまで変えないのだと言っていると、市民の暮らしを守れないから、それはやっぱりその市町村の独自の政策でいかに市民のあれを、暮らしや健康守るかということとはできる。一般財政から繰り入れれば、安くできるわけです。それをやるか、やらぬかは市町村の首長さんにかかっているわけですが、今全国の多くの市町村では、余りにも高過ぎてひどいと、国に対してそれは当然要請をしていくのだけれども、そ

の新たな医療制度ができるまでに、やはり市町村としても対応とっていくと。また、新政権は新たな医療制度をつくっていかうと今議論もされているし、鳩山首相は命を守る政治を行うのだということを言って、病院にかかれなくて命を落とすような、そういう市民や、そういう人がいてはうまくないので、そういうことをなくそうということで進めていることでありまして、今確認したいのは砂川市でもこれ資格証明書の持っている方が、世帯主が市の窓口に応し出があった場合は短期証を発行すると。していると。するというのはしていると、今でもしているということ、ことですね。確認していいのですね、ここは。これは、国も必ず緊急的には発行しなさいというふうに言われておりますけれども。

それから、厚生労働省の答弁では、悪質な滞納者は先ほど言いましたように資格証明書を発行することができることにはなっているけれども、自治体がこの悪質な滞納だと立証することは非常に難しく、この立証をしない限り慎重に対応しなさいというふうに今度の厚生労働大臣は言っているのです。それで、私は悪質だと立証することは、なかなか大臣も難しいと言っているのです、市町村が判定するには。それは、裁判に出るとかなんとかで、こういかなければわからないので、したがって基本的には発行しないようにというのが今度の新政権の新しい方針でありますので、先ほど総務部長は税の公平化と、それは今までは旧政権ではそうでしたけれども、新政権で変わったのです、そのところは。先ほど言いましたように鳩山首相の命を守る政治ということで変わっていますので、そのところはぜひ新しい政府の指示に従って、本当に砂川市民の中から医療難民とか、病院にかかれなくて、保険証がなくて、命をなくしたという市民が生まれないような対応をぜひとっていただきたいということを申し上げて、質問は終わります。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時59分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

議案第9号の総括質疑はほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで議案第9号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第10号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第11号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第12号の総括質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第13号の総括質疑を行います。
質疑ありませんか。
土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 議案第13号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計
予算の総括質疑を行います。

北海道後期高齢者医療連合は、民主党中心の政権が衆議院選挙の公約に反して後期高齢者医療制度の廃止を4年も先送りする方針を決めたもとの、2月29日の広域連合議会で2010年、2011年度の新保険料を約5%引き上げる条例改正と予算案を決定いたしました。この新保険料で市内の保険者の保険料はどのように変わるのか、またどのような影響を受けるのか、まず伺います。同時に、その内容について砂川市内で説明会も開かれていない、あるいは市民にも徹底されていないという状況が多く、市民から不満の声が出ておりますが、なぜ説明会などを開こうとしないのかお伺いいたします。

それから、2つ目には、先ほども国民健康保険のほうで言いましたけれども、砂川市は保険料未納の方に後期高齢者医療保険でも短期証を発行しております。その人数も全道の資料見ると結構砂川は多いわけでありましてけれども、道内では過半数の市町村が短期証は発行していません。なぜ砂川市はこれ発行するのか、これを改善する考えないのかお伺いいたします。

それから後期高齢者医療連合では、高齢者の健康管理は極めて重要だということで、2010年度の新規事業として生き生き健康増進事業、それから健診受診向上支援事業など6つの新しい事業を組むことを決定しております。ぜひ砂川としても健康診査の無料化事業などに取り組んで受診率の向上を図り、高齢者の方々の健康増進等高齢者に優しいまちづくりを行う考えはないかお伺いし、第1回の質疑といたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 私のほうから、新保険料で市内被保険者への具体的な影響と、それから住民説明会について、それから短期保険証についてご答弁を申し上げます。

まず、後期高齢者医療保険の22年度、23年度の保険料は、均等割4万3,143円を2.4%引き上げて4万4,192円に、所得割9.63%を0.65ポイント引き上げて10.28%に引き上げられました。全道平均で1人当たり保険料は21年度6万2,

217円が3,102円引き上げられ、6万5,319円となり、率で4.99%の引き上げとなりました。具体的影響は、単身者で年金収入のみで80万円未満の方は現行4,300円が4,400円に100円の引き上げ、年金収入211万円の方は現行7万1,000円が7万4,000円に3,000円の引き上げ、年金収入300万円の方は現行18万4,700円が19万5,300円に9,400円の引き上げとなります。

また、住民説明会は、このたびの保険料の引き上げに対する周知は、被保険者が75歳以上の方であることを考え、丁寧な説明ができるよう進めてまいりたいと考えているところであります。老人クラブや出前講座等の説明する場に職員が出向いて説明をしたいというふうに考えております。個別には、広域連合でチラシを郵送する予定であります。砂川市独自にも納付書発送時に説明文を同封することも考えております。

続きまして、短期保険証の発行についてでございます。平成20年度より開始された後期高齢者医療保険制度の保険証交付の取り扱いは、国民健康保険制度との整合性を図った内容で要綱が定められ、保険料の滞納者に係る措置として短期被保険者証、資格証明書により負担能力がありながら保険料を納めていない者に対してペナルティーを科すこととされております。短期証は有効期間が、通常2年間で6カ月となります。資格証は、医療機関では10割の医療費を支払わなければならないものであります。該当要件は、未納の期間がそれぞれ定められておりますが、どちらにしても負担能力がありながら納付せず、また相談にも応じないなど納付意識が欠落している者に限られています。お尋ねの短期保険証、保険者証の取り扱いについては、基準にのっとることが原則であります。広域連合へ個々の事情について報告をすることで、ある程度各市町村の裁量に任されている状況であることから、本市としては滞納者に対しては納付折衝及び事情聴取等を重ねた上で負担能力があるか否かを判断し、広域連合に報告をしているところであります。結果として、現在8名の方に短期証を交付しておりますが、これらの方々はある一定の収入があるにもかかわらず納付されていないと判断したものであります。なお、短期証は通常2年間の有効期間がある保険証が6カ月間の有効期間となっているもので、治療を受けるには支障はないものであります。必ず収納担当との折衝の機会をつくれることから、収納対策では有効と考えているところであります。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 健康診査の受診率の向上と高齢者に優しいまちづくりの観点から、健康診査の無料化についてのご質問であります。

後期高齢者の健康診査については、高齢者の医療の確保に関する法律及び北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、北海道後期高齢者医療広域連合が実施主体として、被保険者の生活習慣病の早期発見、重症化予防を図るために実施するものであり、健康診査に係る業務は広域連合を構成する市町村に委託をして実施することとなっております。また、北海道後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱では、

健診を受診しようとする者は健診費用のおおむね1割以内で市町村が定めた額を負担すると規定されているところであります。本市では、広域連合の委託を受け、空知医師会砂川部会を通じて市内6カ所の医療機関で受診できる体制を整え、月ごとに健診機関を設定し、都度広報すながわで周知を図り、健診を実施しており、健診費用6,500円につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合が3,400円を、砂川市が2,700円をそれぞれ負担し、受診者の自己負担を400円としているところであります。道内における健診費用自己負担の状況につきましては179市町村のうち68市町村が無料としているところでありますが、中空知4市5町につきましては自己負担額を300円から1,000円とし、無料としている市町はないといった状況であります。ご質問の健康診査の無料化についてであります。現時点においては広域連合、砂川市及び健診受診者それぞれが従来どおりの負担により実施してまいりたいと考えておりますが、後期高齢者医療制度の円滑な運営として、後期高齢者に対する健診等保健事業については、引き続き北海道市長会を通じて、国及び北海道に対し、財政支援の充実に努めるよう要望してまいりたいと考えております。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 では、簡潔に2回目の質疑をいたしますけれども、説明会なのですけれども、結局広域連合は保険料を上げる、2年に1回上げると、これは広域連合やることなのですけれども、住民に決定するのは市町村なのです、住民が負担するという。結局今砂川市の高齢者、後期高齢者の方も新聞でいろいろ報道されているけれども、市から何の情報もないのです。今度15日付の広報見ても4月から実施されるというのに何も出ていないと、説明会も開かれないと、どうなっているのだと、この医療制度そのものに私たちは怒りを感じておりますけれども、しかしそれ今報道ありましたように国がやった制度ですから、でも今度は引き上げるわけですから、どうなのだろうという不安があるのです。ですから、例えば歌志内市では、以前も言いましたけれども、広域連合が来ていただいて、バスを市が借り切って、町内から、高齢者ですから、やったところ、会場100名のところ190名も来られたのです。関心が非常に高いのです。砂川ではやられないで、以前言いましたように滝川の文化センターに説明会に行きなさいというだけの話。これでは、僕は本当に75歳以上の方が滝川の文化センターまでどうやって行ける。それでも、バスでも何か、何か出していくというのならいいけれども、行きなさいというのは、だからほとんどの人が行っていないのです。ですから、私はこの制度の悪いことは悪いですけれども、だけれども実施される以上その制度の内容をやっぱり住民の皆さんに説明をして、それで今度そういうことで保険料上がるのですということきちっと丁寧に説明してあげないといけないというので、ぜひ説明会の開催を要請している、4月から実施されるのにどうなのだろうと。ところが、事務担当者の皆さんは、いや、6月の年金から引かれるからいいのだと、こう言っているけれども、それは違うの、市民の感情と。新制度は4月から実施

されるのです、年金の天引きは6月かもしれませんが。だから、今のうちに市民の皆さんにどうやって徹底するのかと。部長の話であれば、老人クラブなどからの出前講座申し入れがあれば、職員を派遣できますと言うけれども、市民から言ってこなかったら、結局いわばしないということですから、やはりそれでは本当にサービスが行き届いたことにならないなというふうに私は思います。

それから、健診の400円も、これは広域連合の仕事ですけれども、この400円は市町村の判断でできる話で、負担させるか、全額無料にするかということではできるので、せめてこの医療制度については、本来であれば廃止になっているはずなのです。新政権は廃止するということを選挙公約でしたのだけれども、残念ながら公約を破って4年間延長したという点では、これ国民の怒りを買っていますが、しかし延長された以上やはりどうして高齢者の方、どうやって高齢者の方、少しでも負担を少なくしてあげるかというのはやっぱり市町村の裁量に含まれている部分で、自分、我々市町村ができるのはこの健診の無料化にするということぐらいしかないので、具体的に言えば。それで、ほかの全道的な市町村でも、先ほどありましたように68市町村では無料化にしているという状況もあるわけですから、ぜひ本当に高齢者に優しいまちづくりというのであれば、私はぜひそういったことを進めていくべきだなというふうに思いますので、その点だけお伺いして終わります。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 説明会に関する事だけお答え申し上げたいと思います。

4月から制度が始まるということで、6月から徴収が始まるわけですがけれども、なかなか4月以前に対応できなかったということでございますけれども、制度を導入したときに税務担当から聞いておりますのは、やっぱり75歳以上の方が対象で、制度が複雑で、なかなか聞いていてもわからないという声が大部分でございまして、これはやっぱり少人数の、皆さんが知りたいのは私の保険料一体幾らになるのだろうというのが大部分でございましたので、これはやっぱり最少単位、老人クラブの気心の知れた人の中で、いるところで自由に質問していただいて、やりとりしたほうがいいでしょうと。また、個別の案件についてはその場でできればやりますし、データはなかなか市から持ち出せないのも、また個別に市のほうで説明しなければならぬというのがございますので、これは老人クラブ連合会のほうに話をいたしまして、申し出があればではなくて、こちらのほうから出前講座で老人クラブ単位で説明にどんどん行きたいというふうに考えておりますので、この点でご理解を願いたいなというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 75歳以上、現在の後期高齢者医療制度に該当する方の健康診査、それについては市町村の判断で負担についていろいろ裁量権もあるよというお話でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、連合の条例では自己負担については

1割以内ということで、砂川市においては6,500円の健診費用に対して400円というご負担をお願いしているという状況でありますので、ぜひご理解いただきたいと思いますし、1回目でご答弁申し上げましたけれども、こういった健診を含めて、保健事業については国、道に北海道市長会としても強く財政支援を要望しているという状況でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○土田政己議員 これですべて終わります。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第14号の総括質疑を行います。

質疑ございませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） それでは、引き続き議案第14号 平成22年度砂川市病院事業会計予算について総括質疑をさせていただきます。

医師不足で診療休止や閉鎖に追い込まれる地方病院、搬送先が見つからず手おくれになる救急患者、こうした医療崩壊の原因の一つがこれまでの自公政権による4回連続で合計7.68%の診療報酬の引き下げでありました。民主党中心の新政権は、10年ぶりに診療報酬の改定を行います。財源はわずか100億円で、全体の引き上げ率は0.03%にすぎませんが、国民の不安を受けての改定では救急、産科、小児科や、高度な医療を担う大規模病院に財政投資をすとしてしています。また、急性期の患者の対応を重視し、入院、初期の入院料を引き上げるなどとしておりますけれども、砂川市の市立病院には大きな影響があると考えますが、その内容について伺います。

2つ目は、市長の施政方針演説で市民を対象にした住民参加型市場公募債を発行するとしていますが、そのねらいと内容についてお伺いして、1回目の質疑といたします。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 2点についてご質問がありましたので、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の診療報酬の改定の影響についてご答弁申し上げたいと思います。平成22年度診療報酬改定の影響についてであります。平成22年度診療報酬改定の概要を申し上げますと、診療報酬本体で1.55%、金額にして約5,700億円のプラス、薬価及び医療材料で1.36%、金額にして約5,000億円のマイナス、全体改定率では0.19%、金額にして約7,000億円のプラスとなっており、10年ぶりのプラス改定となったところであります。診療報酬本体1.55プラスの内訳は、医科が1.74%、金額にして約4,800億円プラス、歯科が2.09%、金額にして約6,000億円プラス、調剤が0.52%、金額にして約3,000億円のプラスとなっており、医科1.7

4%、金額にして約4,800億円のプラスにつきましては、入院で3.03%、金額にして約4,400億円プラス、外来で0.31%、金額にして約4,000億円のプラスとなっております。また、今回の改定では救急、産科、小児、外科等の医療の再建及び病院勤務医の負担軽減の2点が重点課題として取り上げられており、当院が担う急性期入院医療に対し、おおむね4,000億円を配分すると明記されているところであります。そこで、今回の改定による当院の具体的な影響についてであります。新年度における当初予算としては、診療報酬本体中医科分1.74%の増で、金額にして約1億2,627万9,000円、薬価改定分1.36%の減で、金額にして約1,287万4,000円、入院、外来合わせて1.24%の増で、金額にして約1億1,340万5,000円を見込んでいるものであります。今回の診療報酬改定については、先ほど申し上げた救急、産科、小児、外科等の医療の再建及び病院勤務医の負担軽減の重点課題に対する措置があり、これらについては大筋改定内容が明確になったのが3月5日で、施設基準及び点数算定の一部について告示されたところであります。この内容から申し上げますと、それぞれの点数算定における該当項目は施設基準を満たす医療環境等の条件が高く、このことから急性期医療を担う病院にとっては高い配分となっております。今後におきましても、さらに厚生労働省から残り分の関係省令及び告示が出される予定であるため、現時点においては詳細な影響額は算定できませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の住民参加型市場公募債についてご答弁申し上げます。ご質問の住民参加型市場公募債、すなわち住民公募債は平成14年に群馬県が公募債発行して以降、地方公共団体の資金調達方法として定着しつつあり、平成20年度末時点で全国102団体が、また道内におきましても7団体が発行しております。この住民公募債は、主に自治体内の地域住民からの債権発行方式で資金を調達し、事業に充当する市場公募債の一つで、住民の行政参加意識高揚、住民に対する施策の周知、資金調達、個人金融資産の有効活用等を目的に実施されております。このようなことから、当病院改築事業におきまして、平成17年度より住民公募債の発行について逐次検討を進めてまいりましたが、平成20年に病院改築事業が過疎対策事業債の対象となりましたことで財源的課題は一部解消されたものの、新病院の開院に際し、市民の病院との意識高揚を図り、市立病院に対する関心を高めていただくため、住民参加型市場公募債を発行するものであります。今回の住民公募債では、発行額を1億5,000万円とし、医療機械器具整備事業の財源に充当するものであり、年限は5年とするものであります。また、住民公募債の購入対象者は20歳以上の市内に居住する者、または市内に勤務する者で、発行時期は北海道による起債許可との関係で10月となりますが、新病院の開院前に発行するよう予定しており、1人当たりの購入限度額を含め、今後におきまして関係機関と協議を行い、決定してまいります。販売方法は窓口販売方式で、取り扱い金融機関に直接出向いた購入者に対して、住民公募債について十分な説明を行った後、販売することとなります。なお、住民公募債の発行事務、期中

事務、元金金の支払い事務及び勧誘、販売行為は金融機関に委託を予定しており、これらに伴う手数料を医業外費用として予算計上したところであります。このように住民参加型市場公募債を発行し、多くの市民の方々にご協力をいただきますとともに、新病院に関心を寄せていただき、市民の病院との意識高揚を図っていただくことが大変重要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

一部診療報酬の改定の中で金額について誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。まず、診療報酬本体プラスの1.16の内訳の中で、まず歯科が0.29%、金額にして約6,000億円と申し上げたのは、600億円で、訂正お願いしたいと思います。さらに、調剤につきましては0.52%、金額にして約3,000億円と申し上げたのは、これ約300億円でございます。それから、外来で0.31%、金額にいたして約4,000億円と申し上げましたのは、400億円のプラスということで、訂正お願いしたいと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 診療報酬については、まだ詳細が決まっていないことがありますので、それからこれから私どものほうは担当委員会でもありますから、そこでお聞きしたいと思いますので、これで質疑を終わります。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第14号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております14議案は、議長を除く議員全員で構成する第2予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎休会の件について

○議長 北谷文夫君 お諮りいたします。

第2予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会といたします。

◎散会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で本日の日程はすべて終了しました。
本日はこれで散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午前 11時29分